

合意書

久保田誠（以下、「甲」という。）と久保田花子（以下、「乙」という。）は、次のとおり合意する。

（別居の解消及び同居）

第1条 甲と乙は、平成30年11月30日限り、現在の別居状態を解消し、乙は甲住居に戻り同居するものとする。

（甲の不貞行為）

第2条 甲は、過去に乙以外の女生との間で不貞を行ったことを認め、乙に謝罪する。

（甲の誓約）

第3条 甲は、前条の不貞行為を心から反省し、乙に対し、今後不貞を行わず、乙との間で円満な夫婦関係を築くことを約束する。

（清算条項）

第4条 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるほかには、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

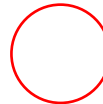
本合意成立の証として本合意書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通保有する。

平成30年11月20日

（甲）

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田〇番地〇〇

氏名 久保田 誠



（乙）

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田〇番地〇〇

氏名 久保田 花子

